

名証自規第574号  
平成27年12月17日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 竹田正樹

## 売買単位の100株への移行期限の決定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国証券取引所では、投資家の利便性向上のため、平成19年11月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一するための取組みを進めています。

上場会社の皆様のご理解とご協力により、当初8種類存在した売買単位は、昨年までに100株と1000株の2種類に集約を終えております。その期限であった昨年の4月以降も、現在までの約1年半の間に、150を超える上場会社が100株単位に移行していただいた結果、全国証券取引所上場会社の約73%は既に100株単位となっております。

以上のような状況と、本年実施した売買単位の統一に関するアンケートにおいて1000株単位の上場会社の皆様から寄せられたご意見を踏まえ、この度、100株単位への移行期限を別添資料のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

上場会社の皆様におかれましては、引き続き売買単位の統一へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

### 【別紙資料】

○売買単位の100株への移行期限の決定について（全国証券取引所公表資料）

#### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）  
電話：052-262-3174 電子メール：[syoken@nse.or.jp](mailto:syoken@nse.or.jp)